

令和8年3月19日提出

令和8年3月市議会定例会議案

(その5 議案第40号から議案第43号まで)

木更津市

令和8年3月市議会定例会議案目録（その5）

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第40号	木更津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	こども未来部	1
議案第41号	工事請負契約の締結について	資産管理部	3
議案第42号	工事請負契約の締結について	資産管理部	5
議案第43号	工事請負契約の締結について	資産管理部	7

議案第40号

木更津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年3月19日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

木更津市保育園の設置及び管理に関する条例（昭和62年木更津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条中「（昭和22年法律第67号）」を削り、同条を第10条とする。

第8条の見出し中「保育時間」を「開園時間等」に改め、同条第1項中「保育時間は、次のとおり」を「開園時間は、月曜日から土曜日までの午前7時から午後6時まで」に改め、同項各号を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 保育園が行う保育時間及び乳児等通園支援の時間は、市長が別に定める。

第8条を第9条とする。

第7条の見出し中「保育料」の次に「等」を加え、同条第1項本文中「に入園した」を「が行う保育を利用した」に、「扶養義務者」を「保護者（法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）」に改め、同項ただし書中「扶養義務者」を「保護者」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「保育料」の次に「又は前項の乳児等通園支援料」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 保育園が行う乳児等通園支援を利用した乳児又は幼児の保護者は、規則で定める額の乳児等通園支援に要する費用（以下「乳児等通園支援料」という。）を納入しなければならない。ただし、その保護者に負担能力がないと認めるときは、市長は乳児等通園支援料の全部又は一部を免除することができる。

第7条を第8条とする。

第6条の見出し中「入園」を「利用」に改め、同条中「乳幼児が次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる」に、「入園」を「利用者の保育園の利用」に改め、同条第1号中「を有する」を「その他の事情により他の者の利用に支障を及ぼすおそれのある」に改め、同条第2号を

次のように改める。

(2) 設備その他の事情により利用させる余力がない場合

第6条第3号中「不適當」を「管理上特に支障がある」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出しを「(利用資格)」に改め、同条中「に入園」を「を利用」に改め、「者」の次に「(以下「利用者」という。)」を加え、「法第24条第1項に規定する乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 法第24条第1項に規定する乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)

(2) 乳児等通園支援を利用する者(乳児等通園支援を行う保育園に限る。)

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(乳児等通園支援事業)

第4条 前条に規定する保育園のうち規則で定めるものは、法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業(以下「乳児等通園支援」という。)を行う。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

木更津市保育園において児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を行う等のため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第41号

工事請負契約の締結について

市は、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年3月19日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

- 1 工 事 名 金田小学校倉庫棟等解体及び校舎増築等工事（建築）（1）
- 2 工 事 場 所 木更津市中島2931番地1
- 3 工 事 概 要 下記建物の新築、改修及び解体
【新築工事】
校 舎 鉄骨造3階建て 延べ面積1,999.02m²
渡り廊下 鉄骨造2階建て 建築面積 27.95m²
【改修工事】
北側校舎 鉄筋コンクリート造3階建て 延べ面積2,170.17m²
南側校舎 鉄骨造2階建て 延べ面積1,129.04m²
【解体工事】
倉 庫 棟 鉄筋コンクリート造2階建て 延べ面積 439.95m²
渡り廊下 木造1階建て 建築面積 14.00m²
機 械 室 鉄筋コンクリート造1階建て 延べ面積 15.00m²
物 置 木造1階建て 延べ面積 25.92m²
公害測定舎 補強コンクリートブロック造1階建て 延べ面積 6.93m²
- 4 契 約 金 額 1,094,940,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 5 契 約 の 相 手 方 木更津市文京三丁目1番50号
白幡興業株式会社 木更津支店
木更津支店長 石井 伸一
- 6 契 約 の 方 法 随意契約

提案理由

金田小学校倉庫棟等解体及び校舎増築等工事（建築）（１）の工事請負契約の締結をするにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年木更津市条例第９号）第２条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第42号

工事請負契約の締結について

市は、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年3月19日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

- 1 工 事 名 金田小学校倉庫棟等解体及び校舎増築等工事（電気設備）（1）
- 2 工 事 場 所 木更津市中島2931番地1
- 3 工 事 概 要 下記建物の新築、改修及び解体に伴う電気設備工事
【新築工事】
校 舎 鉄骨造3階建て 延べ面積1,999.02m²
渡り廊下 鉄骨造2階建て 建築面積 27.95m²
【改修工事】
北側校舎 鉄筋コンクリート造3階建て 延べ面積2,170.17m²
南側校舎 鉄骨造2階建て 延べ面積1,129.04m²
【解体工事】
倉 庫 棟 鉄筋コンクリート造2階建て 延べ面積 439.95m²
渡り廊下 木造1階建て 建築面積 14.00m²
機 械 室 鉄筋コンクリート造1階建て 延べ面積 15.00m²
物 置 木造1階建て 延べ面積 25.92m²
公害測定舎 補強コンクリートブロック造1階建て 延べ面積 6.93m²
- 4 契 約 金 額 266,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 5 契 約 の 相 手 方 木更津市清見台東三丁目1番15号
東亜電設工業株式会社 木更津支店
木更津支店長 武石 倫子
- 6 契 約 の 方 法 制限付一般競争入札

提案理由

金田小学校倉庫棟等解体及び校舎増築等工事（電気設備）（１）の工事請負契約の締結をするにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年木更津市条例第９号）第２条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第43号

工事請負契約の締結について

市は、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年3月19日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

- 1 工 事 名 金田小学校倉庫棟等解体及び校舎増築等工事（機械設備）（1）
- 2 工 事 場 所 木更津市中島2931番地1
- 3 工 事 概 要 下記建物の新築、改修及び解体に伴う機械設備工事
【新築工事】
校 舎 鉄骨造3階建て 延べ面積1,999.02m²
渡り廊下 鉄骨造2階建て 建築面積 27.95m²
【改修工事】
北側校舎 鉄筋コンクリート造3階建て 延べ面積2,170.17m²
南側校舎 鉄骨造2階建て 延べ面積1,129.04m²
【解体工事】
倉 庫 棟 鉄筋コンクリート造2階建て 延べ面積 439.95m²
渡り廊下 木造1階建て 建築面積 14.00m²
機 械 室 鉄筋コンクリート造1階建て 延べ面積 15.00m²
物 置 木造1階建て 延べ面積 25.92m²
公害測定舎 補強コンクリートブロック造1階建て 延べ面積 6.93m²
- 4 契 約 金 額 155,650,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 5 契 約 の 相 手 方 木更津市永井作一丁目9番12号
鈴木設備株式会社
代表取締役 鈴木 秀幸
- 6 契 約 の 方 法 制限付一般競争入札

提案理由

金田小学校倉庫棟等解体及び校舎増築等工事（機械設備）（１）の工事請負契約の締結をするにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年木更津市条例第９号）第２条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。